

# 市町村民税非課税の組合員およびその被扶養者の方が入院するときは減額認定証の申請が必要です

医療費が高額となった場合、以下のように自己負担が軽減されますが、市町村民税非課税者の方は、共済組合に申請しないと下表の区分「オ」が適用されませんので、入院する際やひと月の自己負担額が限度額を超えそうな場合は、必ず申請してください。

## 提出書類

- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 同意書(資格関係様式)または組合員の市町村民税非課税証明書



## ◆高額療養費

所得区分(標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額	食事療養費標準負担額
830,000円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	460円
530,000円～790,000円	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
280,000円～500,000円	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
260,000円以下	エ	57,600円	210円*
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円	

※入院日数が90日を超えるとき160円(「長期入院該当」の申請が必要です。)

注：市町村民税が非課税でも標準報酬月額が53万円以上の方は、適用区分「オ」に該当しません。

区分「オ」の適用期間は、非課税年度の8月1日から翌年7月31日までとなります。

・平成30年度非課税者→令和元年7月31日まで

・令和元年度非課税者→令和2年7月31日まで

# 「共済愛情保険」のお知らせ

平成30年度分(平成30年3月1日～平成31年2月28日)の配当金を登録口座に送金しました!

## 【給付状況】

### 愛情(死亡・高度障害時)

支払件数 **16件**  
給付額 **2億8,463万円**

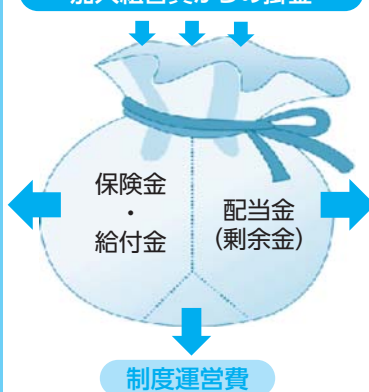
### 愛情サポート(死亡・高度障害・障害年金1級時)

支払件数 **21件**  
給付額 **1億2,000万円**

### 医療保障保険(病気・ケガの入院時、死亡時)

支払件数 **413件**  
給付額 **約2,758万円**

## 加入組合員からの掛金



## 【今回の配当率】

愛情 **41.545%**

愛情サポート **39.993%**

医療保障保険 **45.147%**

※当制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。ただし、医療保障保険(手術サポート・先進医療サポート)長期療養休業補償・健康応援給付・退職後継続給付については配当金はありません。

※配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※中途脱退の場合、配当金のお支払いができませんのでご注意ください。

送金日：令和元年6月28日(金)

「共済愛情保険」は組合員同士の助け合いの制度です。多くの組合員の加入により、安定的な制度運営が実現しています。

お問い合わせ先 福利厚生課(施設企画係) TEL 029-301-1412